

柏崎刈羽原子力発電所第7号機 工事計画審査資料	
資料番号	KK7添-2-066 改1
提出年月日	2020年5月14日

V-2-別添 3-6 可搬型重大事故等対処設備の水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果

2020年5月

東京電力ホールディングス株式会社

目 次

1. 概要	1
2. 基本方針	1
3. 評価方法	1
4. 評価結果	3
4.1 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの評価設備（部位）の抽出	3
4.2 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの影響評価	4
4.3 まとめ	4

1. 概要

本資料は、V-2-別添 3-1「可搬型重大事故等対処設備の耐震計算の方針」に基づき、基準地震動 S_s による地震力に対する機能を保持できることを確認した可搬型重大事故等対処設備に対し、水平 2 方向及び鉛直方向の組合せによる地震力が与える影響について説明するものである。なお、耐震設計上の重大事故等対処施設の設備の分類に該当しない設備である可搬型重大事故等対処設備は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」別記 2 において、水平 2 方向及び鉛直方向地震力の組合せによる評価を要求されていないが、確認を行うものである。

2. 基本方針

水平 2 方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響評価については、V-2-1-8「水平 2 方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方針」の「4.2 機器・配管系」の評価方針を踏まえて、可搬型重大事故等対処設備としての構造上及び保管方法の特徴を踏まえた抽出を行い、設備が有する耐震性に及ぼす影響を評価する。

3. 評価方法

V-2-1-8「水平 2 方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方針」の「4. 各施設における水平 2 方向及び鉛直方向地震力の組合せに対する影響評価方針」を踏まえて、基準地震動 S_s による地震力に対して、耐震評価を実施する設備のうち、従来の設計手法における水平 1 方向及び鉛直方向地震力を組み合わせた耐震計算に対して、設備の構造特性から水平 2 方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響の可能性があるものを評価対象設備として抽出し、設備が有する耐震性に及ぼす影響を評価する。

影響評価フローを図 3-1 に示す。

(1) 評価対象となる設備の整理

可搬型重大事故等対処設備のうち、基準地震動 S_s による地震力に対して構造強度又は機能維持を確認する設備を評価対象とする。(図 3-1①)

(2) 構造上及び保管方法の特徴による抽出

可搬型重大事故等対処設備としての構造上及び保管方法の特徴から、水平 2 方向の地震力が重複する観点にて検討を行い、水平 2 方向の地震力による影響の可能性がある設備を抽出する。(図 3-1②)

(3) 発生値の増分による抽出

水平 2 方向の地震力による影響の可能性がある設備に対して、水平 2 方向の地震力が各方向 1:1 で入力された場合に各部にかかる荷重や応力を求め、従来の水平 1 方向及び鉛直方向地震力の組合せによる設計に対して、水平 2 方向及び鉛直方向地震力を考慮した発生値の増分を用いて影響を検討し、耐震性への影響が懸念される設備を抽出する。(図 3-1③)

(4) 水平2方向及び鉛直方向地震力の影響評価

(3)の検討において算出された荷重や応力を用いて、設備が有する耐震性への影響を確認する。(図3-1④)

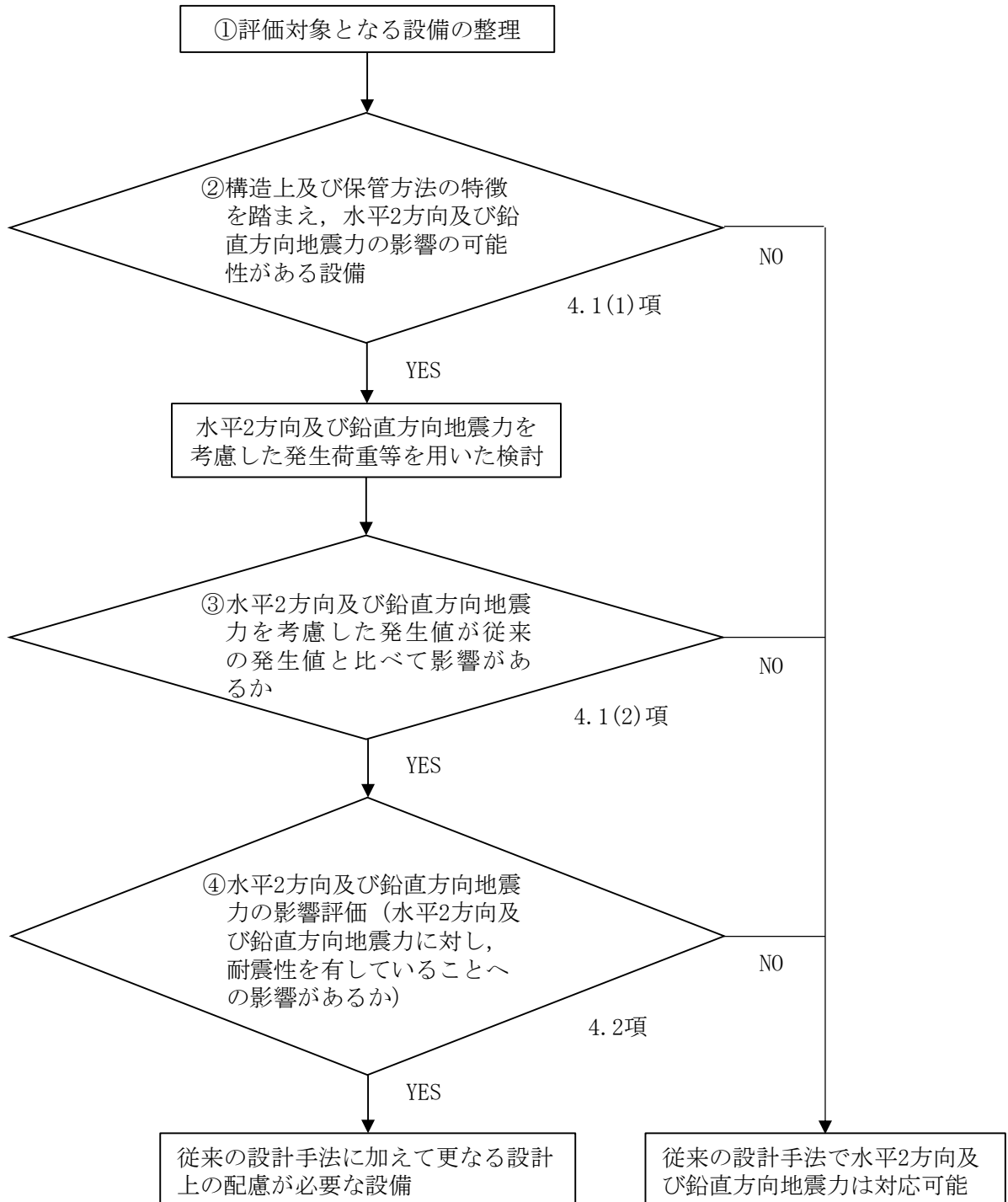


図3-1 水平2方向及び鉛直方向地震力を考慮した影響評価フロー

4. 評価結果

4.1 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの評価設備（部位）の抽出

評価対象設備を表4-1に示す。V-2-12「水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果」の「3.2 機器・配管系」の評価設備（部位）の抽出方法を踏まえ、評価対象設備の各評価部位及び応力分類に対し、構造上及び保管方法の特徴から、水平2方向の地震力による影響を以下の項目により検討し、影響の可能性のある設備を抽出した。

(1) 水平2方向の地震力が重複する観点

評価対象設備は、水平1方向の地震力に加えて、さらに水平直交方向に地震力が重複した場合、水平2方向の地震力による影響を検討し、影響が軽微な設備以外の影響検討が必要となる可能性があるものを抽出した。抽出結果を表4-2に示す。

なお、評価対象設備の抽出に当たって、耐震性への影響が軽微とした設備の理由を以下に示す。

a. 構造強度評価対象設備

構造強度評価対象設備において、耐震性への影響が軽微と分類した設備はなし。

b. 機能維持評価対象設備

(a) 収納箱

収納箱に保管している設備は、収納箱内で緩衝材によって保護されており、X、Yの2方向入力に対して、応答増加は生じないものと考えられることから、水平2方向の入力の影響は軽微である。

(b) その他

水平2方向及び鉛直方向地震力を同時に入力した加振試験結果に基づき機能維持評価を行い、健全性を確認していることから、水平2方向入力の影響は考慮済みである。

(2) 水平 1 方向及び鉛直方向地震力に対する水平 2 方向及び鉛直方向地震力の増分の観点

(1)にて影響の可能性がある設備について、水平 2 方向の地震力が各方向 1:1 で入力された場合に各部にかかる荷重や応力を求め、従来の水平 1 方向及び鉛直方向地震力の設計手法による発生値と比較し、その増分により影響の程度を確認し、耐震性への影響が懸念される設備を抽出した。抽出結果を表 4-2 に示す。

なお、評価対象設備の抽出に当たって、耐震性への影響が軽微とした設備の理由を以下に示す。

a. 構造強度評価対象設備

(a) 車両型設備

車両型設備に積載したポンプ、発電機、内燃機関等は、矩形構造の横型回転機器等であり応答軸（強軸・弱軸）が明確である。水平 2 方向の地震力が発生した場合、その応答はそれぞれの応答軸方向に分解され、実質的には弱軸方向に 1 方向入力した応答レベルと同等となることから、耐震性への影響の懸念はないと整理した。

(b) ボンベ設備

ボンベ設備は、矩形構造の架構設備であり、応答軸（強軸・弱軸）が明確である。水平 2 方向の地震力が発生した場合、その応答はそれぞれの応答軸方向に分解され、実質的には弱軸方向に 1 方向入力した応答レベルと同等となることから、耐震性への影響の懸念はないと整理した。

b. 機能維持評価対象設備

(a) その他設備（本体拘束保管及び架台拘束保管）

その他設備（本体拘束保管及び架台拘束保管）は、応答軸（強軸・弱軸）が明確である。水平 2 方向の地震力が発生した場合、その応答はそれぞれの応答軸方向に分解され、実質的には弱軸方向に 1 方向入力した応答レベルと同等となることから、耐震性への影響の懸念はないと整理した。

4.2 水平 2 方向及び鉛直方向地震力の組合せの影響評価

表 4-2 において、水平 2 方向の地震力による影響の可能性があるとして抽出された設備はないため、水平 2 方向及び鉛直方向地震力の組合せの影響評価を行う設備はない。

4.3 まとめ

可搬型重大事故等対処設備について、水平 2 方向及び鉛直方向地震力の影響を受ける可能性がある設備（部位）について、従来の設計手法における保守性も考慮した上で抽出し、従来の水平 1 方向及び鉛直方向地震力の組合せによる設計に対して影響を確認した結果、設備が有する耐震性に影響のないことを確認したため、従来の設計手法に加えて更なる設計上の配慮が必要な設備はない。

表 4-1 水平 2 方向及び鉛直方向地震力の評価対象設備 (1/4)

別添番号	設備名称	構造強度 評価	機能維持 評価	部位*1
別添 3-3	タンクローリ (4kL) (6, 7 号機共用)	○	○	各部位
	タンクローリ (16kL) (6, 7 号機共用)	○	○	各部位
	可搬型代替注水ポンプ (A-2 級) (6, 7 号機共用)	○	○	各部位
	可搬型代替注水ポンプ (A-1 級) (6, 7 号機共用)	○	○	各部位
	電源車 (6, 7 号機共用)	○	○	各部位
	熱交換器ユニット 代替原子炉補機 冷却系熱交換器 (6, 7 号機共用) *2	—	○	各部位
	大容量送水車 (熱交換器ユニット 用) (6, 7 号機共用)	○	○	各部位
	大容量送水車 (原子炉建屋放水設備 用) (6, 7 号機共用)	○	○	各部位
	大容量送水車 (海水取水用) (6, 7 号 機共用)	○	○	各部位
	可搬型窒素供給装置 (6, 7 号機共 用)	○	○	各部位
	泡原液搬送車 (6, 7 号機共用)	○	○	各部位
	5 号機原子炉建屋内緊急時対策所用 可搬型電源設備 (6, 7 号機共用)	○	○	各部位
別添 3-4	高压窒素ガスポンベ	○	—	各部位
	遠隔空気駆動弁操作用ポンベ	○	—	各部位
	中央制御室待避室陽圧化装置 (空気 ポンベ) (6, 7 号機共用)	○	—	各部位
	5 号機原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部) 陽圧化装置 (空気ポン ベ) (6, 7 号機共用)	○	—	各部位
	5 号機原子炉建屋内緊急時対策所 (待機場所) 陽圧化装置 (空気ポン ベ) (6, 7 号機共用)	○	—	各部位

注記*1 : 部位については、別添 3-3 及び別添 3-4 に示す耐震評価部位のとおり。

*2 : 熱交換器ユニット 代替原子炉補機冷却系熱交換器のトラクタ・トレーラを示す。

表 4-1 水平 2 方向及び鉛直方向地震力の評価対象設備 (2/4)

別添番号	設備名称	構造強度 評価	機能維持 評価	部位*
別添 3-5	スクラバ水 pH 制御設備用ポンプ (6, 7 号機共用)	—	○	各部位
	水酸化ナトリウム水溶液 (6, 7 号機共 用)	—	○	各部位
	可搬型蓄電池内蔵型照明 (6, 7 号機共 用)	—	○	各部位
	中央制御室用乾電池内蔵型照明 (ラ ンタンタイプ) (6, 7 号機共用)	—	○	各部位
	5 号機原子炉建屋内緊急時対策所用乾 電池内蔵型照明 (ランタンタイプ) (6, 7 号機共用)	—	○	各部位
	可搬型計測器	—	○	各部位
	可搬型計測器 (6, 7 号機共用) (予 備)	—	○	各部位
	放射線管理用計測装置 GM 汚染サー ベイメータ (6, 7 号機共用)	—	○	各部位
	放射線管理用計測装置 NaI シンチレ ーションサーベイメータ (6, 7 号機共 用)	—	○	各部位
	放射線管理用計測装置 ZnS シンチレ ーションサーベイメータ (6, 7 号機共 用)	—	○	各部位
	放射線管理用計測装置 電離箱サー ベイメータ (6, 7 号機共用)	—	○	各部位
	放射線管理用計測装置 可搬型モニ タリングポスト (6, 7 号機共用)	—	○	各部位
	可搬型気象観測装置 (6, 7 号機共用)	—	○	各部位
	5 号機原子炉建屋内緊急時対策所用差 圧計 (6, 7 号機共用)	—	○	各部位
	中央制御室用差圧計 (6, 7 号機共用)	—	○	各部位
	可搬型ダスト・よう素サンプラ (6, 7 号機共用)	—	○	各部位

注記* : 部位については、別添 3-5 に示す耐震評価部位のとおり。

表 4-1 水平 2 方向及び鉛直方向地震力の評価対象設備 (3/4)

別添番号	設備名称	構造強度 評価	機能維持 評価	部位*
別添 3-5	中央制御室可搬型陽圧化空調機(ファン) (6,7号機共用)	—	○	各部位
	中央制御室可搬型陽圧化空調機(フィルタユニット) (6,7号機共用)	—	○	各部位
	5号機原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)可搬型陽圧化空調機(ファン) (6,7号機共用)	—	○	各部位
	5号機原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)可搬型陽圧化空調機(フィルタユニット) (6,7号機共用)	—	○	各部位
	5号機原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)可搬型外気取入送風機 (6,7号機共用)	—	○	各部位
	5号機原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)可搬型陽圧化空調機(ファン) (6,7号機共用)	—	○	各部位
	5号機原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)可搬型陽圧化空調機(フィルタユニット) (6,7号機共用)	—	○	各部位
	可搬型エアモニタ (6,7号機共用)	—	○	各部位
	小型船舶(海上モニタリング用) (6,7号機共用)	—	○	各部位
	無線連絡設備(可搬型) (6,7号機共用)	—	○	各部位
	衛星電話設備(可搬型) (6,7号機共用)	—	○	各部位
	酸素濃度・二酸化炭素濃度計 (6,7号機共用)	—	○	各部位
	酸素濃度計 (6,7号機共用)	—	○	各部位
	二酸化炭素濃度計 (6,7号機共用)	—	○	各部位

注記* : 部位については、別添 3-5 に示す耐震評価部位のとおり。

表 4-1 水平 2 方向及び鉛直方向地震力の評価対象設備 (4/4)

別添番号	設備名称	構造強度 評価	機能維持 評価	部位*1
別添 3-5	逃がし安全弁用可搬型蓄電池	—	○	各部位
	逃がし安全弁用可搬型蓄電池 (6, 7 号機 共用) (予備)	—	○	各部位
	携帯型音声呼出電話設備 (携帯型音声 呼出電話機)	—	○	各部位
	携帯型音声呼出電話設備 (携帯型音声 呼出電話機) (6, 7 号機共用)	—	○	各部位
	熱交換器ユニット 代替原子炉補機冷 却系熱交換器 (6, 7 号機共用) *2	—	○	各部位

注記*1 : 部位については、別添 3-5 に示す耐震評価部位のとおり。

*2 : 熱交換器ユニット 代替原子炉補機冷却系熱交換器の熱交換器、ポンプ、ストレーナ等を内装するコンテナを示す。

表 4-2 水平 2 方向及び鉛直方向地震力の評価設備（部位）の抽出結果（1/7）

（凡例）

○：影響の可能性あり

△：影響軽微

—：該当なし

(1) 構造強度評価（1/2）

設備名称	水平 2 方向及び鉛直方向地震力の影響の可能性		
	4.1 項(1) の観点	4.1 項(2) の観点	検討結果 (影響軽微の理由)
タンクローリ（4kL）（6,7号機共用）	○	△	4.1 項(2)a. 「(a) 車両型設備」の理由による
タンクローリ（16kL）（6,7号機共用）	○	△	4.1 項(2)a. 「(a) 車両型設備」の理由による
可搬型代替注水ポンプ（A-2 級） （6,7号機共用）	○	△	4.1 項(2)a. 「(a) 車両型設備」の理由による
可搬型代替注水ポンプ（A-1 級） （6,7号機共用）	○	△	4.1 項(2)a. 「(a) 車両型設備」の理由による
電源車（6,7号機共用）	○	△	4.1 項(2)a. 「(a) 車両型設備」の理由による
大容量送水車（熱交換器ユニット用）（6,7号機共用）	○	△	4.1 項(2)a. 「(a) 車両型設備」の理由による
大容量送水車（原子炉建屋放水設備用）（6,7号機共用）	○	△	4.1 項(2)a. 「(a) 車両型設備」の理由による
大容量送水車（海水取水用）（6,7号機共用）	○	△	4.1 項(2)a. 「(a) 車両型設備」の理由による
可搬型窒素供給装置（6,7号機共用）	○	△	4.1 項(2)a. 「(a) 車両型設備」の理由による
泡原液搬送車（6,7号機共用）	○	△	4.1 項(2)a. 「(a) 車両型設備」の理由による
5号機原子炉建屋内緊急時対策所用 可搬型電源設備（6,7号機共用）	○	△	4.1 項(2)a. 「(a) 車両型設備」の理由による

表 4-2 水平 2 方向及び鉛直方向地震力の評価設備（部位）の抽出結果（2/7）

（凡例）

○：影響の可能性あり

△：影響軽微

—：該当なし

(1) 構造強度評価（2/2）

設備名称	水平 2 方向及び鉛直方向地震力の影響の可能性		
	4.1 項(1) の観点	4.1 項(2) の観点	検討結果 (影響軽微の理由)
高圧窒素ガスポンペ	○	△	4.1 項(2)a. 「(b) ポンペ設備」の理由による
遠隔空気駆動弁操作用ポンペ	○	△	4.1 項(2)a. 「(b) ポンペ設備」の理由による
中央制御室待避室陽圧化装置（空気ポンペ）（6,7 号機共用）	○	△	4.1 項(2)a. 「(b) ポンペ設備」の理由による
5 号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）陽圧化装置（空気ポンペ）（6,7 号機共用）	○	△	4.1 項(2)a. 「(b) ポンペ設備」の理由による
5 号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）陽圧化装置（空気ポンペ）（6,7 号機共用）	○	△	4.1 項(2)a. 「(b) ポンペ設備」の理由による

表 4-2 水平 2 方向及び鉛直方向地震力の評価設備（部位）の抽出結果（3/7）

（凡例）

○：影響の可能性あり

△：影響軽微

—：該当なし

(2) 機能維持評価（1/5）

設備名称	水平 2 方向及び鉛直方向地震力の影響の可能性		
	4.1 項(1) の観点	4.1 項(2) の観点	検討結果 (影響軽微の理由)
タンクローリ（4kL）（6,7号機共用）	△	—	4.1 項(1)b. 「(b) その他」の理由による
タンクローリ（16kL）（6,7号機共用）	△	—	4.1 項(1)b. 「(b) その他」の理由による
可搬型代替注水ポンプ（A-2 級） （6,7号機共用）	△	—	4.1 項(1)b. 「(b) その他」の理由による
可搬型代替注水ポンプ（A-1 級） （6,7号機共用）	△	—	4.1 項(1)b. 「(b) その他」の理由による
電源車（6,7号機共用）	△	—	4.1 項(1)b. 「(b) その他」の理由による
熱交換器ユニット 代替原子炉 補機冷却系熱交換器（6,7号機共用）*	△	—	4.1 項(1)b. 「(b) その他」の理由による
大容量送水車（熱交換器ユニット 用）（6,7号機共用）	△	—	4.1 項(1)b. 「(b) その他」の理由による
大容量送水車（原子炉建屋放水設 備用）（6,7号機共用）	△	—	4.1 項(1)b. 「(b) その他」の理由による
大容量送水車（海水取水用）（6,7 号機共用）	△	—	4.1 項(1)b. 「(b) その他」の理由による
可搬型窒素供給装置（6,7号機共 用）	△	—	4.1 項(1)b. 「(b) その他」の理由による
泡原液搬送車（6,7号機共用）	△	—	4.1 項(1)b. 「(b) その他」の理由による
5号機原子炉建屋内緊急時対策所用 可搬型電源設備（6,7号機共用）	△	—	4.1 項(1)b. 「(b) その他」の理由による

注記*：熱交換器ユニット 代替原子炉補機冷却系熱交換器のトラクタ・トレーラを示す。

表 4-2 水平 2 方向及び鉛直方向地震力の評価設備（部位）の抽出結果（4/7）

（凡例）

○：影響の可能性あり

△：影響軽微

—：該当なし

(2) 機能維持評価 (2/5)

設備名称	水平 2 方向及び鉛直方向地震力の影響の可能性		
	4.1 項(1) の観点	4.1 項(2) の観点	検討結果 (影響軽微の理由)
スクラバ水 pH 制御設備用ポンプ (6, 7 号機共用)	△	—	4.1 項(1)b. 「(b) その他」の理由による
水酸化ナトリウム水溶液 (6, 7 号機 共用)	△	—	4.1 項(1)b. 「(b) その他」の理由による
可搬型蓄電池内蔵型照明 (6, 7 号機 共用)	○	△	4.1 項(2)b. 「(a) その他 設備（本体拘束保管及び架 台拘束保管）」の理由による
中央制御室用乾電池内蔵型照明 (ランタンタイプ) (6, 7 号機共 用)	△	—	4.1 項(1)b. 「(a) 収納 箱」の理由による
5 号機原子炉建屋内緊急時対策所用 乾電池内蔵型照明 (ランタンタイ プ) (6, 7 号機共用)	△	—	4.1 項(1)b. 「(a) 収納 箱」の理由による
可搬型計測器	△	—	4.1 項(1)b. 「(a) 収納 箱」の理由による
可搬型計測器 (6, 7 号機共用) (予 備)	△	—	4.1 項(1)b. 「(a) 収納 箱」の理由による
放射線管理用計測装置 GM 汚染サ ーベイメータ (6, 7 号機共用)	△	—	4.1 項(1)b. 「(a) 収納 箱」の理由による
放射線管理用計測装置 NaI シンチ レーションサーベイメータ (6, 7 号 機共用)	△	—	4.1 項(1)b. 「(a) 収納 箱」の理由による
放射線管理用計測装置 ZnS シンチ レーションサーベイメータ (6, 7 号 機共用)	△	—	4.1 項(1)b. 「(a) 収納 箱」の理由による
放射線管理用計測装置 電離箱サ ーベイメータ (6, 7 号機共用)	△	—	4.1 項(1)b. 「(a) 収納 箱」の理由による

表 4-2 水平 2 方向及び鉛直方向地震力の評価設備（部位）の抽出結果（5/7）

（凡例）

○：影響の可能性あり

△：影響軽微

—：該当なし

(2) 機能維持評価 (3/5)

設備名称	水平 2 方向及び鉛直方向地震力の影響の可能性		
	4.1 項(1) の観点	4.1 項(2) の観点	検討結果 (影響軽微の理由)
放射線管理用計測装置 可搬型モニタリングポスト (6, 7 号機共用) *1	△	—	4.1 項(1)b. 「(b) その他」の理由による
放射線管理用計測装置 可搬型モニタリングポスト (6, 7 号機共用) *2	△	—	4.1 項(1)b. 「(a) 収納箱」の理由による
可搬型気象観測装置 (6, 7 号機共用)	△	—	4.1 項(1)b. 「(b) その他」の理由による
5 号機原子炉建屋内緊急時対策所用差圧計 (6, 7 号機共用)	△	—	4.1 項(1)b. 「(b) その他」の理由による
中央制御室用差圧計 (6, 7 号機共用)	△	—	4.1 項(1)b. 「(b) その他」の理由による
可搬型ダスト・よう素サンプラ (6, 7 号機共用)	△	—	4.1 項(1)b. 「(a) 収納箱」の理由による
中央制御室可搬型陽圧化空調機(ファン) (6, 7 号機共用)	○	△	4.1 項(2)b. 「(a) その他設備 (本体拘束保管及び架台拘束保管)」の理由による
中央制御室可搬型陽圧化空調機 (フィルタユニット) (6, 7 号機共用)	○	△	4.1 項(2)b. 「(a) その他設備 (本体拘束保管及び架台拘束保管)」の理由による
5 号機原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部) 可搬型陽圧化空調機 (ファン) (6, 7 号機共用)	○	△	4.1 項(2)b. 「(a) その他設備 (本体拘束保管及び架台拘束保管)」の理由による
5 号機原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部) 可搬型陽圧化空調機 (フィルタユニット) (6, 7 号機共用)	○	△	4.1 項(2)b. 「(a) その他設備 (本体拘束保管及び架台拘束保管)」の理由による

注記*1：車両拘束保管。

*2：収納箱拘束保管。

表 4-2 水平 2 方向及び鉛直方向地震力の評価設備（部位）の抽出結果（6/7）

（凡例）

○：影響の可能性あり

△：影響軽微

—：該当なし

(2) 機能維持評価（4/5）

設備名称	水平 2 方向及び鉛直方向地震力の影響の可能性		
	4.1 項(1) の観点	4.1 項(2) の観点	検討結果 (影響軽微の理由)
5 号機原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部) 可搬型外気取入送風機 (6, 7 号機共用)	○	△	4.1 項(2)b. 「(a) その他設備 (本体拘束保管及び架台拘束保管)」の理由による
5 号機原子炉建屋内緊急時対策所 (待機場所) 可搬型陽圧化空調機 (ファン) (6, 7 号機共用)	○	△	4.1 項(2)b. 「(a) その他設備 (本体拘束保管及び架台拘束保管)」の理由による
5 号機原子炉建屋内緊急時対策所 (待機場所) 可搬型陽圧化空調機 (フィルタユニット) (6, 7 号機共用)	○	△	4.1 項(2)b. 「(a) その他設備 (本体拘束保管及び架台拘束保管)」の理由による
可搬型エリアモニタ (6, 7 号機共用)	△	—	4.1 項(1)b. 「(a) 収納箱」の理由による
小型船舶 (海上モニタリング用) (6, 7 号機共用)	△	—	4.1 項(1)b. 「(b) その他」の理由による
無線連絡設備 (可搬型) (6, 7 号機共用)	△	—	4.1 項(1)b. 「(a) 収納箱」の理由による
衛星電話設備 (可搬型) (6, 7 号機共用)	△	—	4.1 項(1)b. 「(a) 収納箱」の理由による
酸素濃度・二酸化炭素濃度計 (6, 7 号機共用)	△	—	4.1 項(1)b. 「(b) その他」の理由による
酸素濃度計 (6, 7 号機共用)	△	—	4.1 項(1)b. 「(a) 収納箱」の理由による
二酸化炭素濃度計 (6, 7 号機共用)	△	—	4.1 項(1)b. 「(a) 収納箱」の理由による
逃がし安全弁用可搬型蓄電池	○	△	4.1 項(2)b. 「(a) その他設備 (本体拘束保管及び架台拘束保管)」の理由による

表 4-2 水平 2 方向及び鉛直方向地震力の評価設備（部位）の抽出結果（7/7）

（凡例）

○：影響の可能性あり

△：影響軽微

—：該当なし

(2) 機能維持評価 (5/5)

設備名称	水平 2 方向及び鉛直方向地震力の影響の可能性		
	4.1 項(1) の観点	4.1 項(2) の観点	検討結果 (影響軽微の理由)
逃がし安全弁用可搬型蓄電池（6, 7 号機共用）（予備）	○	△	4.1 項(2)b. 「(a) その他設備（本体拘束保管及び架台拘束保管）」の理由による
携帯型音声呼出電話設備（携帯型音声呼出電話機）	△	—	4.1 項(1)b. 「(a) 収納箱」の理由による
携帯型音声呼出電話設備（携帯型音声呼出電話機）（6, 7 号機共用）	△	—	4.1 項(1)b. 「(b) その他」の理由による
熱交換器ユニット 代替原子炉補機冷却系熱交換器（6, 7 号機共用）*	△	—	4.1 項(1)b. 「(b) その他」の理由による

注記*：熱交換器ユニット 代替原子炉補機冷却系熱交換器の熱交換器，ポンプ，ストレーナ等を内装するコンテナを示す。